

議案第66号

松阪市総合運動公園運動施設条例の制定について

松阪市総合運動公園運動施設条例を次のように制定する。

平成24年6月20日 提出

松阪市長 山中 光 茂

松阪市総合運動公園運動施設条例

(設置)

第1条 松阪市は、市民のスポーツ・レクリエーション活動の振興と健康増進に寄与するため、松阪市総合運動公園運動施設（以下「運動施設」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 運動施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
総合運動公園芝生広場	松阪市山下町111番地

(使用の許可)

第3条 運動施設を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときもまた、同様とする。

2 市長は、前項の許可に際し、運動施設の管理上必要な条件を付することができる。

3 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第1項の許可をしないものとする。

(1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認めるとき。

(2) 施設、設備等を損傷し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認めるとき。

4 第1項の規定は、専用で使用しようとする場合のみ適用する。

(使用時間及び使用料)

第4条 使用時間及び使用料は、別表に掲げるとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、同表の時間区分以外の使用について1時間（1時間に満たないときは1時間とみなす。）を単位として使用することを認めることができる。

2 前条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用料を市長が定める期日までに納めなければならない。

(特別の設備)

第5条 使用者は、運動施設に特別の設備をし、又は変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ市長の許可を受けたときは、この限りでない。

(使用料の免除)

第6条 市長は、松阪市若しくは松阪市教育委員会が主催する場合又は市長が特に必

要と認める場合は、使用料を免除することができる。

(使用料の還付)

第7条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、使用料の全部又は一部を還付することができる。

(使用の許可の取消し等)

第8条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、又は使用を停止し、若しくは使用の条件を変更することができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 使用の許可の条件に違反したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるとき。

(権利の譲渡等の禁止)

第9条 使用者は、運動施設を使用する権利を他に譲渡し、又は転貸してはならない。

(原状回復の義務)

第10条 使用者は、運動施設の使用を終えたとき、又は第8条の規定により使用の許可を取り消され、若しくは使用の停止を受けたときは、直ちに運動施設を原状に回復しなければならない。

(損害賠償の義務)

第11条 使用者は、故意又は過失により運動施設又は設備を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が損害を賠償させることが適当でないとき認めるときは、この限りでない。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、平成24年10月1日から施行する。

別表(第4条関係)

松阪市総合運動公園運動施設使用料

(総合運動公園芝生広場専用使用料)

時間区分	芝生広場専用使用料	
	芝生広場A	芝生広場B
午前8時30分から午後0時30分まで	530円	530円
午後1時から午後5時まで	530円	530円
午前8時30分から午後5時まで	1,060円	1,060円

備考

- 1 使用時間には、準備及び原状回復に要する時間を含む。
- 2 上記の時間区分以外の時間で使用をするときの使用料は、1時間(1時間に満たないときは1時間とみなす。)につき130円とする。